

西表石垣国立公園

指 定 書

及 び

公 園 計 画 書

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省



# 西表石垣国立公園

## 指 定 書

(公園区域の一部変更)



# 目 次

1 変更理由	5
2 変更する区域	6



## 1 変更理由

西表石垣国立公園は、琉球諸島の最南端に位置する八重山諸島のうち、西表島及び石垣島の一部並びにその間に広がる石西礁湖とそこにある島々からなる。本国立公園は、昭和47年5月15日に沖縄の復帰に伴って西表国立公園として指定され、平成15年3月31日に公園区域の全般的な見直し（再検討）を行っている。さらに平成19年8月1日に石垣地域の編入及び西表石垣国立公園への名称変更が行われた。平成19年に、石垣地域の編入のための公園区域及び公園計画の変更を行ったものの、西表島を中心とする従来の公園区域については、平成15年の再検討以降7年が経過している。

近年の全国的な方針として平成22年10月に環境省が国立・国定公園総点検事業の成果を取りまとめ公表し、西表島及びその沿岸海域が今後大規模に拡張する候補地として選定された。石西礁湖をはじめ、石垣島、鳩間島及び波照間島の周辺海域においては、サンゴ礁等の自然度の高い海域景観が広がっているほか、西表島周辺部には優れた生物多様性が保たれている干潟や藻場が存在しており、全国的な方針を踏まえた公園区域の見直しが必要である。

これらを踏まえ、今回の点検では西表島、石垣島、鳩間島及び波照間島周辺海域等について、公園区域の拡張を行うものである。

## 2 変更する区域

西表石垣国立公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	沖縄県石垣市 字平久保の一部
2	拡張	沖縄県石垣市 字川平の一部
3	拡張	沖縄県石垣市 字椶海の一部
4	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字鳩間の一部
5	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字古見の一部



変 更 理 由	面積 (ha)												
<p>平久保半島に位置し、山地部及び山麓部の放牧地とこれに連なる海岸線とリーフとが良好な風致を形成していることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〕</td> <td></td> </tr> </table>		0	〔 公	0.3	〕							
	0												
〔 公	0.3												
〕													
<p>前嵩山麓の北部に位置し、崎枝湾に面した色彩の優れた海面を持つ海岸が続き、海水浴場として利用が盛んであることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不明</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〕</td> <td></td> </tr> </table>		3	〔 公	3	私	0.2	不明	0.1	〕			
	3												
〔 公	3												
私	0.2												
不明	0.1												
〕													
<p>石垣島の中央部にあって、亜熱帯性の貴重な植物群落を有する椶海於茂登岳北麓に位置するヤエヤマヤシ群落の北部は、固有で貴重な動物の生息地であって、優れた風致景観を有しており、風致景観の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〕</td> <td></td> </tr> </table>		3	〔 公	3	〕							
	3												
〔 公	3												
〕													
<p>鳩間島の北海岸は、良好な自然海岸に風衝植生が成立しているとともに、多様な地形とハスノハギリ等からなる自然海岸林が連続しており、隣接するサンゴ礁海域が一体となった良好な風景を形成している。また、鳩間島の中央に位置し、ビロウが群生している標高34mの展望地は、対岸の西表島の雄大な景色を眺望できる良好な景勝地として利用が盛んである。これらの良好な風景及び風致の保護及び適正な利用を図るため、農業利用地等の周辺区域も含め、公園区域に編入する。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 国</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不明</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〕</td> <td></td> </tr> </table>		96	〔 国	12	公	5	私	70	不明	9	〕	
	96												
〔 国	12												
公	5												
私	70												
不明	9												
〕													
<p>景勝地として利用が盛んな由布島について、風景の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">16</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 私</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不明</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〕</td> <td></td> </tr> </table>		16	〔 私	12	不明	4	〕					
	16												
〔 私	12												
不明	4												
〕													

番号	区分	変更部分の区域
6	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字古見の一部
7	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字風見仲の一部
8	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間の一部
9	削除	沖縄県石垣市 字平久保の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
西表島後良川河口に位置する平西島及び後良川小島は亜熱帯照葉樹林が広がり、地域でも嶽として親しまれていることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。	1 〔 公 1 〕
西表島仲間川河口に位置する仲間崎小島は亜熱帯照葉樹林が広がり、周辺海域と一体となった風景を形成していることから、風景の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。	1 〔 国 1 〕
波照間島北西に位置するニシ浜からペー浜にかけての海岸線は、広大な白砂の海浜やハマシタン群落が発達する海岸林が成立している。また、同島南東に位置する高那崎周辺は、優れた海食海岸が続いている。これらの良好な風致の保護及び適正な利用を図るため、農業利用地等の周辺区域も含め、公園区域に編入する。	1,272 〔 国 61 公 223 私 908 不明 80 〕
石垣島北東部の平久保半島に位置し、山地部及び山麓部の放牧地とこれに連なる海岸線とリーフとが良好な景観を形成しているが、畜産利用による土地利用の観点から、区域線の明確化を図る必要があるため、公園区域から削除する。	△3 〔 私 △3 〕
変更部分面積計	1,389 〔 国 74 公 235 私 987 不明 93 〕
変更前公園面積	20,569 〔 国 10,751 公 7,012 私 2,604 不明 202 〕
変更後公園面積	21,958 〔 国 10,825 公 7,247 私 3,591 不明 295 〕

(表 2 : 公園区域 (海域) 変更表)

番号	区分	変更部分の区域
10	拡張	沖縄県石垣市 字川平、字崎枝、字野底及び字椀海の地先海面
11	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字鳩間の地先海面
12	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字古見、字高那、字南風見仲、字新城、字西表、字黒島、字崎山及び字南風見の地先海面
13	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間の地先海面

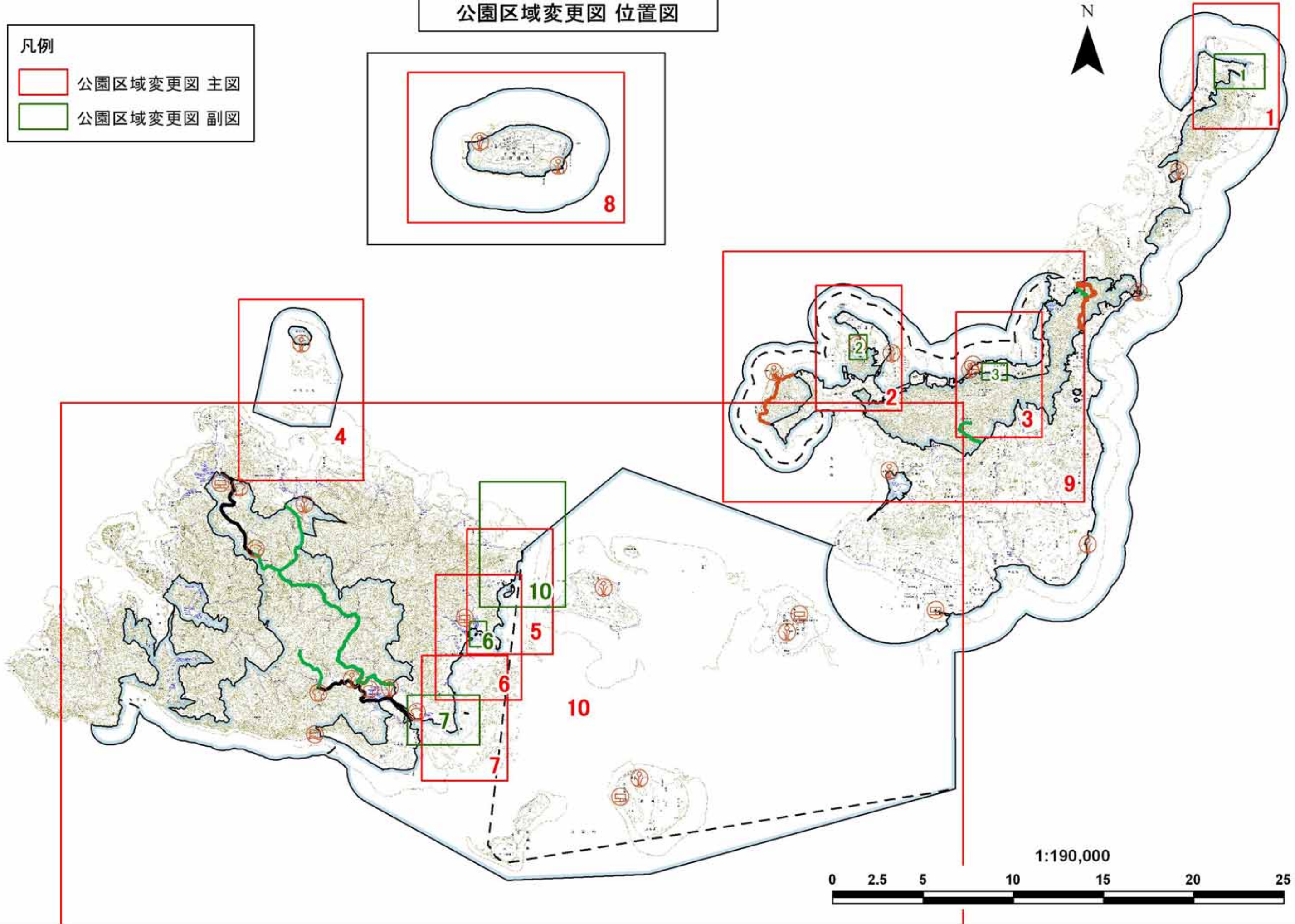
変 更 理 由	面積 (ha)
<p>屋良部半島の大崎から御神崎、川平石崎、米原及び野底崎にかけての地先海面は、良好なリーフが発達した優れたサンゴ礁景観及び色彩の鮮やかな海面が続く優れた海上景観を形成し、また、ダイビングスポットとしても盛んに利用されていることから、風景及び景観の保護並びに適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	2,045
<p>鳩間島周辺の地先海面は、良好なリーフが発達したサンゴ礁景観及び色彩の鮮やかな海面が続く優れた海上景観を形成するとともに、ダイビング等のマリレジャーによる利用が盛んであり、風景及び景観の保護並びに適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	2,336
<p>西表島の野原崎、由布島周辺、後良川及び前良川の河口並びに仲間崎にかけての地先海面は、良好なリーフが発達したサンゴ礁景観及び多様な底生生物が生息する河口干潟が広がる優れた海上景観を形成している。また、黒島の南海岸、新城島の南海岸、西表島南風見田浜から鹿川湾にかけての地先海面は、良好なリーフが発達したサンゴ礁景観及び色彩の鮮やかな海面が続く優れた海上景観を形成している。これらの良好な風景及び景観の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	9,044
<p>波照間島北西海岸の地先海面は、良好なリーフが発達したサンゴ礁景観及び色彩の鮮やかな海面が続く優れた海上景観を形成するとともに、同島の東海岸の地先海面は、海食海岸と一帯となった優れた海上景観を形成し、風景及び景観の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	4,196
<p>変更部分面積計</p>	17,621
<p>変更前公園面積</p>	52,097
<p>変更後公園面積</p>	69,718



公園区域変更図 位置図

凡例

- 公園区域変更図 主図
- 公園区域変更図 副図



1:190,000



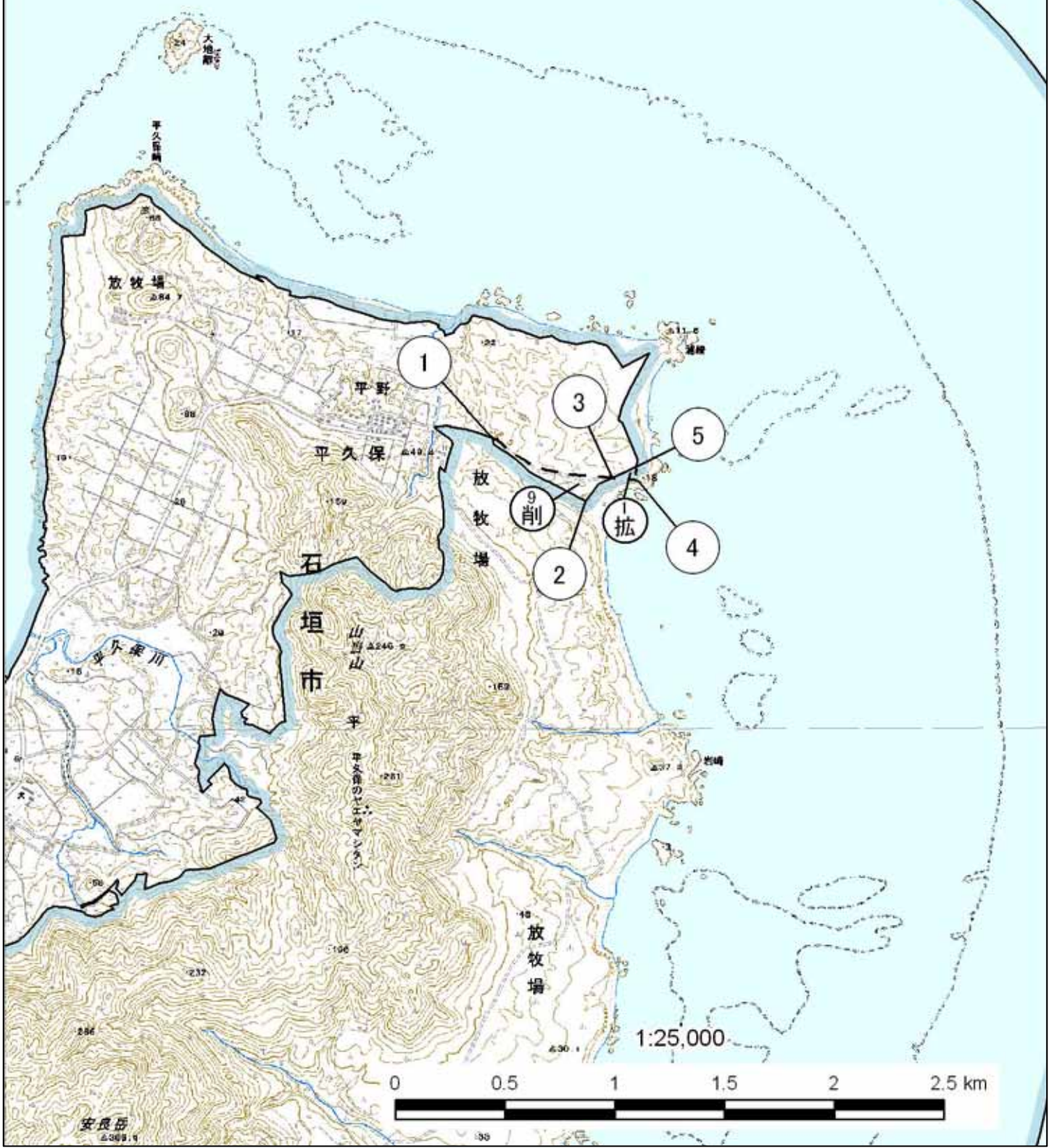




# 公園区域変更図 1



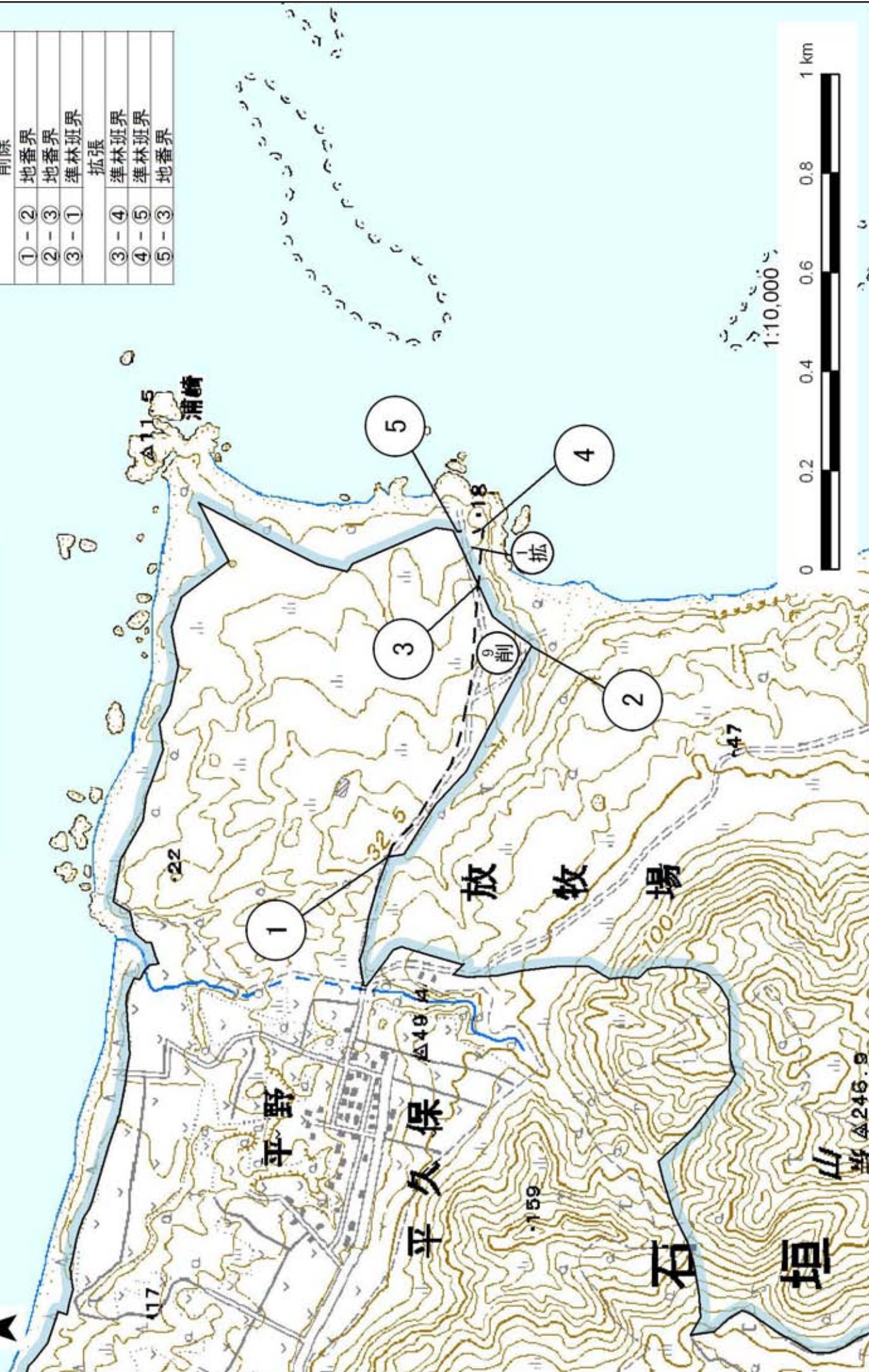
凡例	
削除	
① - ②	地番界
② - ③	地番界
③ - ①	準林班界
拡張	
③ - ④	準林班界
④ - ⑤	準林班界
⑤ - ③	地番界





公園区域変更図 1 副図

凡例	
削除	
①-②	地番界
②-③	地番界
③-①	準林班界
	拡張
③-④	準林班界
④-⑤	準林班界
⑤-③	地番界

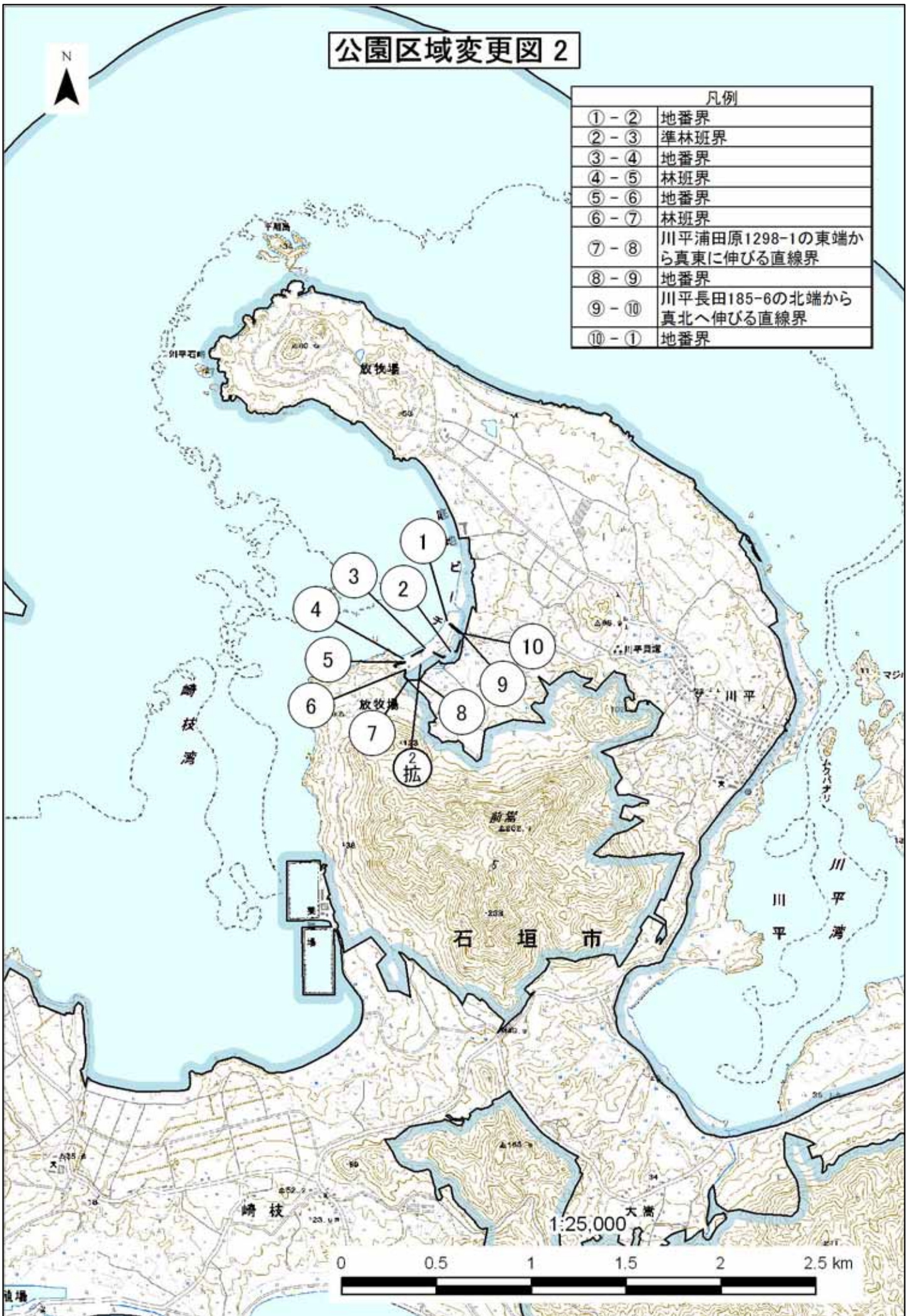




# 公園区域変更図 2



凡例	
① - ②	地番界
② - ③	準林班界
③ - ④	地番界
④ - ⑤	林班界
⑤ - ⑥	地番界
⑥ - ⑦	林班界
⑦ - ⑧	川平浦田原1298-1の東端から真東に伸びる直線界
⑧ - ⑨	地番界
⑨ - ⑩	川平長田185-6の北端から真北へ伸びる直線界
⑩ - ①	地番界





# 公園区域変更図 2 副図



凡例	
① - ②	地番界
② - ③	準林班界
③ - ④	地番界
④ - ⑤	林班界
⑤ - ⑥	地番界
⑥ - ⑦	林班界
⑦ - ⑧	川平浦田原1298-1の東端から真東に伸びる直線界
⑧ - ⑨	地番界
⑨ - ⑩	川平長田185-6の北端から真北へ伸びる直線界
⑩ - ①	地番界

